

決定要旨（抜粋）《火山の影響による危険性》

原発の立地評価について、規制委が策定した「火山影響評価ガイド」は①原発から半径160キロ圏内の活動可能性のある火山が、原発の運用期間中に活動する可能性が十分小さいかどうかを判断②十分小さいと判断できない場合、運用期間中に起きる噴火規模を推定③推定できない場合、過去最大の噴火規模を想定し、火砕流が原発に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価④十分小さいと評価できない場合、原発の立地は不適となり、当該敷地に立地することは認められない……と定める。

伊方原発から約130キロ離れ、活動可能性のある火山である熊本県・阿蘇カルデラは、現在の火山学の知見では、伊方原発の運用期間中に活動可能性が十分に小さいと判断できず、噴火規模を推定することもできない。約9万年前に発生した過去最大の噴火規模を想定すると、四国電力が行った伊方原発周辺の地質調査や火砕流シミュレーションでは、火砕流が伊方原発の敷地に到達した可能性が十分小さいと評価できない。立地は不適で、敷地内に原発を立地することは認められない。

今後の広島裁判の動向

12月21日、四国電力は広島高裁の仮処分決定を不服として、異議と仮処分命令の執行停止を同高裁に申し立てしました。野々上裁判長は12月末日退任されたことで、別の裁判長により「異議審」がもたれることとなります。

伊方原発3号機は昨年10月から定期点検で運転を停止しており、仮処分命令の対象機関は今年9月30日までで、異議審などで決定が覆らない限り、法的に運転を再開することはできません。大井原発や高浜原発裁判の展開を振り返るとき、今後とも厳しい裁判の闘いがつづくことは覚悟しなければなりません。



第6回口頭弁論より

過酷事故を二度と起こさせない

意見陳述書



訴訟代理人・弁護士 徳田靖之

私は、今回原告らが提出した準備書面(2)を要約しながら、本件の主要な争点である原発差止要件を判断するにあたっての法的枠組がどうあるべきかについて、意見を申し述べることとしたいと思います。

1 原告らは、訴状の末尾(36頁)において、「本件における司法判断のあり方」と題して、原発に求められる安全性の程度について、福島第一原発事故のような過酷な事故を二度と起こさせないと行政訴訟における最高裁平成4年10月29日判決が、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにす

るため、原子炉設置許可の段階で、……十分な審査を行わせることにある」と判示していることを踏まえて、その後に発生した同事故の甚大な被害に照らし、同判決の求める「万が一」との要件をより具体化したものに外なりません。

2 ところで、本件訴訟の提起に先立つ平成28年4月6日になされた川内原発稼働等差止仮処分に関する福岡高裁宮崎支部の決定は、原発に求められる安全性の程度について、我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという視点、すなわち、社会通念を基準として判断するほかはな

いとしたうえで、その社会通念を、最新の科学的技術的知見を踏まえて、合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性で足りるとの判断を示し、伊方原発操業差止仮処分申立に関する広島・松山各地裁の各決定が、いずれも、この高裁決定を援用して、本件原告らも主張するところの「限定的」絶対的安全性という主張を排斥するに至っています。

3 しかしながら、このような同高裁決定の判断は全くの誤りです。

(1) 先ず、申し上げたいのは、本件で原告らは、憲法第13条の保障する、生命・自由・幸福追求権に基づいて、伊方原発の差止を求めているということです。

このような平穩に生活する権利が侵害されるかどうかの判断をするにあたって、社会通念を基準にするというのは、絶対にあってはならないことです。

このことは、ハンセン病隔離政策が、国の誤った隔離政策によって形成された「恐ろしい伝染病であるが故に、ハンセン病患者は、隔離されるべきだ」との誤った社会通念によって、89年間にもわたって、存続してきたことを考えれば、誰にでもわかる道理ではないでしょうか。

(2) 次に、私が申し上げたいのは、何故に、想定すべき自然災害の規模が、合理的に予想される範囲にとどまるとされるのか、全く説明がつかないということです。

同決定は、こうした判断に至った理由について、「どのような事象が生じても発電用原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に放出されることのない安全性を確保することは、少なくとも現在の科学技術水準をもってしては不可能というべきであって、想定される事象の水準（レベル）をいかに高く設定し、当該事象に対する安全性確保を図ったとしても、想定される水準（レベル）を超える事象は不可避免的に生起する」ことを指摘していますが、そうだとした場合、こうした認識から出てくる方策の選択肢としては、

① だから原発はすべて廃止すべきだ
② それでも可能な限り想定される事象のレベルを高く設定すべきだといったものが当然考えられる訳で、何故に、合理的に予想される規模を想定すれば足りるという結論に至るのか、全く何らの説明もなされていません。まさしく、非科学的、否、非論理的な決めつけとしか言えないものです。

前述しました最高裁判決は、「万が一にも」という言葉を用いていること、昭和53年9月29日に

制定された旧耐震設計指針では、基準地震動（S1）（S2）をもたらず設計用最強地震としては、「最も影響の大きいもの」を想定すると定めていること、国土交通省河川局が作成したダム耐震性能に関する指針においてすら、「当該地点で考えられる最大級の強さの地震動」を求めていることを考えるならば、このような論旨は、これらの判例や従来原発の安全性判断において求められてきた諸基準とも著しく相違しています。

(3) 福岡高裁宮崎支部決定のいう合理的に予測される規模と、予測される最大規模とは明らかに相違しています。

福島第一原発事故は、最新の科学的知見に基づく予測を超える自然災害が起こりうることを改めて明らかにしました。こうした甚大且つ深刻な被害を目の当たりにしながら、何故に、その想定すべき規模を合理的に予測される範囲で足りる等ということが言えるのでしょうか。

(4) 原告らは、先に提出した準備書面（1）において、伊方原発に関して想定すべき地震規模について、①南海トラフ巨大地震については、M8.3とする被告の主張に対し、多くの研究者の指摘に基づいてM9.0と想定すべきであること、②中央構造線活断層帯による地震規模につき、M7.2とする被告の主張に対し、地震学の専門家の一致した見解であるとして、M8.0以上を想定すべきこと、③海洋プレート内地震について、M7.0とする被告の主張に対して、少なくともM8.0とすべきであることを明らかにしたうえで、被告が、これらの3つの地震が連動して発生する可能性を全く考慮していないことを指摘しました。

本件伊方原発に関して、想定すべき地震の規模に関して、原告と被告の間には、その主張に、これだけの隔りがあるのです。この隔りの大きさを前提にしたうえで、その当否を判断するにあたって、社会通念を理由に、「合理的に予測される」規模を想定すれば足りる等という基準を採用することが、許されるはずがありません。

(5) 原告らが訴状で求めた「限定的」絶対的安全性は、より具体的には、最新の科学的知見に基づいて予測される最大規模の自然災害に対応しうる安全性であるということを明らかにしたうえで、本件においては、こうした判断基準によって差止の要否が判断されるべきことを求めて、私の意見陳述といたします。

（2017年10月11日第6回口頭弁論）

注：準備書面（2）（3）は伊方原発をとめる大分裁判の会ホームページで見ることができます。

<http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/>の本裁判参照